

令和8年度ひとり親世帯等実態調査業務委託
企画提案公募実施要領

1 目的

この要領は、令和8年度ひとり親世帯等実態調査業務の委託先を選定するために、福岡県が実施する企画提案公募について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度ひとり親世帯等実態調査業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度ひとり親世帯等実態調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

31,455千円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

(5) 委託者

福岡県

3 応募資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (5) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁から業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (8) 過去において、国・地方公共団体と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績があること。
- (9) 業務の実施に当たり、協力して業務を行う事業者がある場合は、当該事業者についても上記（1）～（8）を満たしていること。

4 採択者数

1事業者

5 スケジュール

(1) 公募開始	7月10日(金)
(2) 質問受付期限	7月17日(金) 17時まで
(3) 応募書類の提出期限	7月31日(金) 17時まで
(4) プレゼンテーション及び審査	8月6日(木) 予定
(5) 審査結果通知	8月7日(金) 予定
(6) 契約締結	8月上中旬 予定

6 公募説明会

公募説明会は行わない。

7 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、令和8年7月17日(金) 17時までに、「質問書」を電子メールにて下記アドレスに送信すること。

(送信先アドレス komirai-hitori@pref.fukuoka.lg.jp)

※受信確認のための電話連絡を行うこと。

※簡易なことであっても、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者を匿名化し、福岡県ホームページに掲載する。

なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。

8 企画提案公募申込みの手続き

(1) 提出書類

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 企画提案書(様式3)
- ④ 団体の概要(様式4)
- ⑤ 定款又は規約等
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 令和7年度事業実績書
- ⑧ 令和7年度収支決算書
- ⑨ 令和7年度貸借対照表
- ⑩ 令和7年度損益計算書
- ⑪ 令和8年度事業計画書
- ⑫ 令和8年度収支予算書
- ⑬ 法人にあっては、最新の法人登記簿及び印鑑証明書の写し

(2) 提出部数

①から⑫については各10部(A4版、縦綴・片面印刷で、9部を左2か所ホッチキス留め製本、1部を左上1か所ダブルクリップ留め)、⑬については1部で可。

(3) 提出期限及び提出方法

令和8年7月31日(金) 17時00分までに必着

(4) 注意事項

- ・持参(平日9時00分～17時00分まで)により提出すること。
- ・郵送及び宅配便等、FAX、電子メールでの提出は不可。

・提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けない。

(5) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県福祉こども政策部こども未来課こどもの育ち・ひとり親支援係

電話番号 : 092-643-3257

9 委託先の選定方法

福岡県が設置する「令和8年度ひとり親世帯等実態調査業務委託」受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。

(1) 開催日

令和8年8月6日（木）予定

(2) 開催場所

福岡県庁行政棟地下1階 福祉こども政策部会議室（予定）

(3) 持ち時間

- ・企画提案書を基に、説明20分以内、質疑応答10分以内の合計30分以内を想定。
- ・提案者数に応じて、説明時間を調整する。

(4) 出席者

- ・出席者数は問わないが、受託業務の統括責任者と主たる担当者は必ず出席すること。

(5) その他

- ・プレゼンテーションの日程、開始時間、開催方法の詳細は、提案者に後日通知する。
- ・選定委員会を正当な理由なく欠席した場合、当該提案は無効とする。ただし、やむを得ない理由により欠席した場合は、選定委員会において協議の上、対応を通知する。
- ・選定委員会は非公開とする。
- ・提案者が1事業者であっても選定委員会は開催する。
- ・応募者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。

10 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
基本方針 提案者の概要	委託内容を十分に理解した提案内容になっているか。	5点
	委託事業実施に活かせる強み・実績を有しているか。	10点
企画内容	調査方法、調査票の配布・回収方法は適切か。	5点
	回収率向上のための具体的な取組はあるか。	10点
	オンライン回答システムは、回答しやすく、情報セキュリティ上、安全に利用できるものとなっているか。	10点
	様々な困難を抱えるひとり親家庭等に配慮し、県民からの問い合わせに丁寧に対応する体制はあるか。	10点
業務運営	業務の統括方法及び調査の工程・品質管理は適切か。	5点
	プライバシー保護及び個人情報の安全管理は十分に措置されているか。	10点

	苦情や緊急事態発生時の対応方法及び報告体制は適切か。	10点
	県・各市との連絡・調整及び進捗報告の方法は適切か。	10点
経費	業務内容に見合った適切な見積であり、経費以上の効果が期待できるか。	10点
その他	提案された業務の実施内容・方法が、業務委託仕様書に示された事項を満足するものに加えて、提案者独自の観点や創意工夫が認められるか。	5点
合計		100点

- (1) 選定委員の合計点を集計し、順位付けする。
- (2) 最高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定し、受託候補者とする。
- (3) 最高得点が同点の場合は、選定委員の協議により最優秀提案者を選定する。
- (4) 満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは委託先候補者として選定する。

1 1 選定結果の通知・公表

- (1) 参加したすべての提案者に対して、選定結果を電子メールにて通知し、受託候補者名のみを福岡県ホームページで公表する。
- (2) 個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しない。
- (3) 選定結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

1 1 受託候補者の選定後の手続き

(1) 受託候補者との協議

受託候補者となった者と、事業の細目について協議を行う。この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において、修正を求めることができるものとする。なお、候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を受託候補者として、協議を行うことがある。

(2) 委託契約の締結

協議終了後、委託契約を締結する。

1 2 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、県は、公表等必要な場合は、企画提案書等の内容を無償で利用できるものとする。
- (2) 企画提案書の提出は、1事業者につき1件とする。
- (3) 次に該当する場合は失格とする。
 - ① 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
 - ② 提出された書類に虚偽または不正があった場合
- (4) 提出期間経過後の書類の差し替えは認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出された書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (7) 応募等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (8) 応募受付後に提案を辞退する場合は、書面にて辞退届けを提出すること。(様式任意)